様式第１

番　　　　　号

　　　　年　　月　　日

パシフィックコンサルタンツ株式会社

代表取締役社長　大本　修 殿

申請者　住　　　所

　　　　名　　　称

　　　　代表者等名

令和６年度洋上風力発電人材育成事業費補助金

交付申請書

　令和６年度洋上風力発電人材育成事業費補助金交付規程（以下「交付規程」という。）第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

　なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）、洋上風力発電人材育成事業費補助金交付要綱（２０２２０２１６財資第６号）及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

記

1．補助事業の名称

2．補助事業の目的及び内容

3．補助事業の実施計画

4．補助金交付申請額

　(1)補助事業に要する経費 円

　(2)補助対象経費 円

　(3)補助金交付申請額 円

5．補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額（別紙１）

6．補助事業に要する経費の四半期別発生予定額（別紙２）

7．補助事業の開始及び完了予定日

（注）この申請書には、以下の書面を添付すること。

(1) 申請者の経理の状況及び補助事業に係る資金計画を記載した書面

(2) 申請者が申請者以外の者と共同して補助事業を行おうとする場合にあっては、当該事業に係る契約書・協定書等の写し

(3) 申請者の役員等名簿（別紙３）

(4) その他事務局が指示する書面

（別紙１）

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助対象経費の  区分 | 補助事業に要する  経費 | 補助対象経費の額 | 補助率 | 補助金  交付申請額 |
|  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |

（別紙２）

補助事業に要する経費の四半期別発生予定額

（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 補助事業に要する経費 | | | | |
| 補助事業に要する経費の区分 | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 | 計 |
|  |  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |  |

（別紙３）

役員名簿（記載例）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏名カナ | 氏名漢字 | 生年月日 | | | | 会社名 | 役職名 |
| 和暦 | 年 | 月 | 日 |
| ｸﾝﾚﾝ ｼﾞｯｼ | 訓練　実施 | S | 30 | 03 | 04 | 株式会社訓練 | 代表取締役社長 |
| ﾄｳﾎｸ ｲﾁﾛｳ | 東北　一郎 | S | 40 | 01 | 01 | 株式会社訓練 | 常務取締役 |
| ｶﾝｻｲ ﾊﾅｺ | 関西　花子 | S | 45 | 12 | 24 | 株式会社訓練 | 取締役営業本部長 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

（注）

　役員名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角）、会社名及び役職名を記載する。（上記記載例参照）。

　また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

様式第２

番　　　　　号

　　　　年　　月　　日

申請者 名　　　称

代表者名等　　　　　　　殿

パシフィックコンサルタンツ株式会社

代表取締役社長　大本　修

令和６年度洋上風力発電人材育成事業費補助金

交付決定通知書

　　　　年　　月　　日付け第　　　　号（申請番号）をもって申請のありました　　年度洋上風力発電人材育成事業費補助金については、令和６年度洋上風力発電人材育成事業費補助金交付規程（文書番号。以下「交付規程」という。）第８条第１項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1． 補助金の交付の対象となる事業の内容は、　　　　年　　月　　日付け第　　　　号（申請番号）をもって申請のありました令和６年度洋上風力発電人材育成事業費補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとする。

2． 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費 金 円

補助対象経費 金 円

補助金の額 金 円

　ただし、補助事業の内容が変更承認された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

3． 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、次のとおりとする。

（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助対象経費の  区分 | 補助事業に要する  経費 | 補助対象経費の額 | 補助率 | 補助金の額 |
|  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |

4． 前項の補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の区分ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と、対応する区分ごとに交付決定された補助金の額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。

5． 補助事業者は、以下に掲げる条件に従って補助事業等を実施しなければならない。

(1) 補助事業者は、法令、交付規程、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うこと。

(2) 補助事業者は、交付規程第１０条の規定に基づき、申請の取下げをしようとするときは、あらかじめ事務局に事前に報告すること。

(3) 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、交付規程第１１条の規定に従うこと。

(4) 補助事業者は、交付規程第１２条第１項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ事務局の承認を受けること。

(5) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、交付規程第１５条の規定に基づき、速やかに事務局に報告し、その指示を受けること。

(6) 補助事業者は、事務局が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、事務局の指示に従うこと。

(7) 補助事業者は、事務局が交付規程第１８条第２項の規定による補助金の返還を請求したときは、事務局が指定する期日までに返還すること。当該期日までに返還しなかったときは、交付規程第１８条第５項の規定に基づく延滞金を納付すること。

(8) 補助事業者は、事務局が交付規程第２１条第１項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うこと。

(9) 補助事業者は、事務局が交付規程第２１条第４項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、事務局が指定する期日までに返還するとともに、交付規程第２１条第５項の規定に基づく加算金を併せて納付すること。当該期日までに返還しなかったときは、交付規程第２１条第６項の規定において準用する交付規程第１８条第５項に基づく延滞金を納付すること。

(10)補助事業者は、事務局が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応じること。

(11)補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用、売却、譲渡、交換、貸し付け、廃棄、又は担保提供等に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ事務局の承認を受けること。

(12)補助事業者は、交付規程第２５条第４項及び第２６条第４項の規定による取得財産等の処分により収入が生じたときは、事務局の請求に応じ、その収入の全部又は一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すること。

(13)補助事業者は、補助事業終了後、事務局の指示に従い、補助事業の効果等を報告すること。

(14)別紙暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象とはせず、補助事業者が誓約事項に違反した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(15)補助事業者が、地方公共団体又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成１３年政令第３４号）第１条に規定する法人であり、当該補助事業等の実施に当たり、公共工事の品質確保の促進に関する法律第２条に規定する公共工事が発注される場合には、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成１７年３月３１日法律第１８号）に則り、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質を確保するよう留意すること。

6． 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）、交付規程、公募要領及び前項の条件の定めるところに従わなければならない。なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

(1) 適正化法第１７条第２項の規定による交付決定の取消し。

(2) 適正化法第２９条から第３２条までの規定による罰則。

(3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。

(4) 経済産業省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。

(5) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

7． その他補助金の交付に関し、事務局が別に定める補助金の交付に関する必要な事項を遵守すること。

（別紙）

暴力団排除に関する誓約事項

　当社（団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

(1) 法人等（法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

様式第３

番　　　　　号

　　　　年　　月　　日

パシフィックコンサルタンツ株式会社

代表取締役社長　大本　修 殿

申請者　住　　　所

　　　　名　　　称

　　　　代表者等名

令和６年度洋上風力発電人材育成事業費補助金

交付申請取下げ届出書

　　　　年　　月　　日付け第　　　　号（交付決定番号）をもって交付決定があった上記補助金について、令和６年度洋上風力発電人材育成事業費補助金交付規程第１０条の規定に基づき、交付申請の取下げを届出ます。

記

1．補助事業の名称

2．交付の申請の取下げ理由

3．取り下げられた交付の申請に係る補助対象経費及び補助金の額

(1) 補助対象経費 円

(2) 補助金の額 円

様式第４

番　　　　　号

　　　　年　　月　　日

パシフィックコンサルタンツ株式会社

代表取締役社長　大本　修 殿

申請者　住　　　所

　　　　名　　　称

　　　　代表者等名

令和６年度洋上風力発電人材育成事業費補助金

補助事業計画変更承認申請書

　　　　年　　月　　日付け第　　　　号（交付決定番号）をもって交付決定があった上記補助金について、令和６年度洋上風力発電人材育成事業費補助金交付規程第１２条第１項の規定に基づき、計画変更について下記のとおり申請します。

記

1．補助事業の名称

2．変更の内容

3．変更が必要な理由

4．変更が補助事業に及ぼす影響

5．変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額（別紙）

（注）中止又は廃止にあっては、中止又は廃止後の措置を含めて、この様式に準じて申請すること。

（別紙）

変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助対象経費の区分 | 補助事業に要する経費 | | | 補助対象経費の額 | | | 補助率 | 補助金の額 | | |
| 配分済額 | 変更額 | 改配分額 | 配分済額 | 変更額 | 改配分額 | 配分済額 | 変更額 | 改配分額 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

様式第５

番　　　　　号

　　　　年　　月　　日

パシフィックコンサルタンツ株式会社

代表取締役社長　大本　修 殿

事業承継者　住　　　所

　　　　　　名　　　称

　　　　　　代表者等名

令和６年度洋上風力発電人材育成事業費補助金

補助事業承継承認申請書

　　　　年　　月　　日付け第　　　　号（交付決定番号）をもって交付決定があった上記補助金について、令和６年度洋上風力発電人材育成事業費補助金交付規程第１４条の規定に基づき、補助金に係る補助事業の地位を承継し、当該補助事業を継続して実施したいので、下記のとおり申請します。

記

1．旧補助事業者名

2．補助事業の地位の承継理由

3．補助事業の名称

4．補助事業の内容

5．交付決定通知の日付及び番号

6．交付決定通知書に記載された補助金の額

7．既に交付を受けている補助金の額

様式第６

番　　　　　号

　　　　年　　月　　日

パシフィックコンサルタンツ株式会社

代表取締役社長　大本　修 殿

申請者　住　　　所

　　　　名　　　称

　　　　代表者等名

令和６年度洋上風力発電人材育成事業費補助金

補助事業事故報告書

　　　　年　　月　　日付け第　　　　号（交付決定番号）をもって交付決定があった上記補助金について、令和６年度洋上風力発電人材育成事業費補助金交付規程第１５条の規定に基づき、補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

1．補助事業の名称

2．事故の原因及び内容

3．事故に係る金額

金 円

4．事故に対して採った措置

5．事故が補助事業に及ぼす影響

6．補助事業の遂行及び完了の予定

様式第７

番　　　　　号

　　　　年　　月　　日

パシフィックコンサルタンツ株式会社

代表取締役社長　大本　修 殿

申請者　住　　　所

　　　　名　　　称

　　　　代表者等名

令和６年度洋上風力発電人材育成事業費補助金

補助事業実施状況報告書

　　　　年　　月　　日付け第　　　　号（交付決定番号）をもって交付決定があった上記補助金について、令和６年度洋上風力発電人材育成事業費補助金交付規程第１６条の規定に基づき、補助事業の実施の状況について下記のとおり報告します。

記

1．補助事業の名称

2．補助事業の実施状況の概要

3．補助事業に要する経費の使用状況（別紙）

（別紙）

補助事業に要する経費の使用状況

（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助事業に要する  経費の区分 | 補助事業に要する経費 | | |
| 配分済額 | 実績額  (年月日～年月日) | 支出見込額  (年月日～年月日) |
|  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |

様式第８

番　　　　　号

　　　　年　　月　　日

パシフィックコンサルタンツ株式会社

代表取締役社長　大本　修 殿

申請者　住　　　所

　　　　名　　　称

　　　　代表者等名

令和６年度洋上風力発電人材育成事業費補助金

補助事業実績報告書

　　　　年　　月　　日付け第　　　　号（交付決定番号）をもって交付決定があった上記補助金について、令和６年度洋上風力発電人材育成事業費補助金交付規程第１７条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1．実施した補助事業

(1) 補助事業の名称

(2) 補助事業の内容

(3) 補助事業の効果

2．補助金の交付決定額及び交付決定年月日

3．補助金受領額及び受領年月日

(1) 受領額

(2) 内訳

　　①第　　回概算払額

　　②第　　回概算払額

4．補助事業の収支決算

別紙収支明細表のとおり。

（注）この報告書には、当該年度に財産を取得している場合は、様式第１４による取得財産等明細表を添付すること。

（別紙）

収支明細表

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助対象経費の区分 | 交付決定額 | | | | | |
| 交付決定額 | | 流用増減額 | | 流用後交付決定額 | |
| 補助対象経費の額 | 補助金の額 | 補助対象経費の額 | 補助金の額 | 補助対象経費の額 | 補助金の額 |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |  |  |

（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 決算額 | | | | | | 備考 |
| 収入 | 支出 | | | | 差引 |
| 補助金の収入額 | 補助対象経費の実績額 | 補助対象経費の限度額 | 補助率 | 補助金の額 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

様式第９

番　　　　　号

　　　　年　　月　　日

パシフィックコンサルタンツ株式会社

代表取締役社長　大本　修 殿

申請者　住　　　所

　　　　名　　　称

　　　　代表者等名

令和６年度洋上風力発電人材育成事業費補助金

補助事業年度末実績報告書

　　　　年　　月　　日付け第　　　　号（交付決定番号）をもって交付決定があった上記補助金について、令和６年度洋上風力発電人材育成事業費補助金交付規程第１７条第２項の規定に基づき、年度末実績を下記のとおり報告します。

記

1．実施した補助事業

(1) 補助事業の名称

(2) 補助事業の内容

(3) 補助事業の効果

2．補助金の交付決定額及び交付決定年月日

3．補助金受領額及び受領年月日

(1) 受領額

(2) 内訳

　　①第　　回概算払額

　　②第　　回概算払額

4．補助事業の収支決算

別紙収支明細表のとおり。

（別紙）

収支明細表

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助対象経費の区分 | 交付決定額 | | | | | |
| 交付決定額 | | 流用増減額 | | 流用後交付決定額 | |
| 補助対象経費の額 | 補助金の額 | 補助対象経費の額 | 補助金の額 | 補助対象経費の額 | 補助金の額 |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |  |  |

（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 決算額 | | | | | | 備考 |
| 収入 | 支出 | | | | 差引 |
| 補助金の収入額 | 補助対象経費の実績額 | 補助対象経費の限度額 | 補助率 | 補助金の額 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

様式第１０

番　　　　　号

　　　　年　　月　　日

パシフィックコンサルタンツ株式会社

代表取締役社長　大本　修 殿

申請者　住　　　所

　　　　名　　　称

　　　　代表者等名

令和６年度洋上風力発電人材育成事業費補助金

返還報告書（確定に係るもの）

　　　　年　　月　　日付け第　　　　号（交付決定番号）をもって交付決定があった上記補助金について、令和６年度洋上風力発電人材育成事業費補助金交付規程第１８条第１項の規定に基づき、補助金の額の確定を受けたことに伴い、既に交付を受けている補助金のうち当該確定額を超える部分について返還したので、同交付規程第１８条第４項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1．補助事業の名称

2．補助金確定通知額及び年月日

3．既に交付を受けている補助金の額 金 円

4．返還を請求された金額及び年月日

5．返還すべき金額及び年月日

6．返還した金額及び年月日

(1) 返還金 金 円

(2) 延滞金 金 円

7．延滞金の算出根拠

8．未返還金額

(1) 返還金 金 円

(2) 延滞金 金 円

様式第１１

番　　　　　号

　　　　年　　月　　日

パシフィックコンサルタンツ株式会社

代表取締役社長　大本　修 殿

申請者　住　　　所

　　　　名　　　称

　　　　代表者等名

令和６年度洋上風力発電人材育成事業費補助金

精算（概算）払請求書

　　　　年　　月　　日付け第　　　　号（交付決定番号）をもって交付決定があった上記補助金について、令和６年度洋上風力発電人材育成事業費補助金交付規程第１９条第２項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1．補助事業の名称

2．精算（概算）払請求金額（算用数字を使用すること。） 金 円

3．請求金額の算出内訳（概算払の請求をするときに限る。）（別紙）

4．概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）

5．振込先

　　　　銀行　　　　支店　　預金の種別　　口座番号　　口座名義

（別紙）

請求金額の算出内訳

（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助対象経費の区分 | 補助対象経費の額 | | | 補助率 | 補助金の額 | | |
| 配分済額 | 実績額  (年月日～年月日) | 支出見込額  (年月日～年月日) | 配分済額 | 前回までの受領額 | 今回 請求額 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |  |  |  |

様式第１２

番　　　　　号

　　　　年　　月　　日

パシフィックコンサルタンツ株式会社

代表取締役社長　大本　修 殿

申請者　住　　　所

　　　　名　　　称

　　　　代表者等名

令和６年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

　　　　年　　月　　日付け第　　号（交付決定番号）をもって交付決定があった上記補助金について、令和６年度洋上風力発電人材育成事業費補助金交付規程第２０条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1．補助金額（交付規定第１８条第１項による額の確定額）　　　　　　　　　　　円

2．補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る

仕入控除税額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

3．消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額　　　　　　　　　　　　　　　　　円

4．補助金返還相当額（3．－2．）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

様式第１３

番　　　　　号

　　　　年　　月　　日

パシフィックコンサルタンツ株式会社

代表取締役社長　大本　修 殿

申請者　住　　　所

　　　　名　　　称

　　　　代表者等名

令和６年度洋上風力発電人材育成事業費補助金

返還報告書（取消しに係るもの）

　　　　年　　月　　日付け第　　号（交付決定番号）をもって交付決定があった上記補助金について、令和６年度洋上風力発電人材育成事業費補助金交付規程第２１条第６項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1．補助事業の名称

2．既に交付を受けている補助金の額 金 円

3．返還を請求された金額及び年月日

4．返還した金額及び年月日

(1) 返還金 金 円

(2) 加算金 金 円

(3) 延滞金 金 円

5．加算金及び延滞金の算出根拠

6．未返還金額

(1) 返還金 金 円

(2) 加算金 金 円

(3) 延滞金 金

様式第１４

取得財産等管理台帳（令和６年度）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 財産名 | 規格 | 数量 | 単価 | 金額 | 取得  年月日 | 処分制限期間 | 保管  場所 | 補助率・定額補助の場合は補助額 | 備考 |
|  |  |  |  | 円 | 円 |  |  |  |  |  |

（注）

1． 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）第１３条第１号から３号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第２６条第１項に定める処分制限額以上の財産とする。

2． 財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドツク、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。

3． 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

4． 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

5． 処分制限期間は、本交付規程第２６条第２項に定める期間を記載すること。

様式第１５

取得財産等明細表

〔令和６年度〕

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 財産名 | 規格 | 数量 | 単価 | 金額 | 取得  年月日 | 処分制限期間 | 保管  場所 | 補助率・定額補助の場合は補助額 | 備考 |
|  |  |  |  | 円 | 円 |  |  |  |  |  |

（注）

1． 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）第１３条第１号から３号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第２６条第１項に定める処分制限額以上の財産とする。

2． 財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドツク、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。

3． 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

4． 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

5． 処分制限期間は、本交付規程第２６条第２項に定める期間を記載すること。

様式第１６

番　　　　　号

　　　　年　　月　　日

パシフィックコンサルタンツ株式会社

代表取締役社長　大本　修 殿

申請者　住　　　所

　　　　名　　　称

　　　　代表者等名

令和６年度洋上風力発電人材育成事業費補助金

補助事業財産処分承認申請書

　　　　年　　月　　日付け第　　　　号（交付決定番号）をもって交付決定があった上記補助金について、令和６年度洋上風力発電人材育成事業費補助金交付規程第２６条第３項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1．処分しようとする財産及びその理由（別紙）

2．相手方（住所、氏名、使用の場所及び目的）

3．処分の条件

（注）転用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分について、提供の相手方のある場合は、それぞれの相手方及び条件について記載すること。

（別紙）

処分しようとする財産及びその理由

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 財産の名称 | 仕様 | 数量 | 処分の方法 | 処分の理由 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |

（注）

1． 処分の方法として転用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分、取壊し、廃棄の別を記載すること。

2． 自己使用の場合は、その用途を記載すること。

3． 取得財産等が共有の場合は、備考欄に共有相手先及び共有比率を記載すること。